

## 西宮っ子還暦式運営協議会

### 「その得意かいますプロジェクト」キャリア登録基本契約書

西宮っ子還暦式運営協議会(以下「甲」という。 )と「その得意かいますプロジェクト」キャリア(以下「乙」という。 )、以下のとおりキャリア登録基本契約(以下「本契約」という。 )を締結する。

#### 第1条 (本契約の趣旨)

甲は、乙に対し次の業務(以下「本件業務」とする。 )に関し申込者を紹介し、乙は、申込者と協議の上キャリアレッスンを実施することについて、その円滑なる実施のため本契約を締結するものとする。

2、業務内容は、紹介によるキャリアレッスン事業のマッチングサポートとする。

#### 第2条 (運営協議会事務手数料)

甲は、乙に対し本件業務の遂行について、受講者から收受するレッスン料の75%を支払う。

2、前項の支払い方法は別途定める。

#### 第3条 (登録要件)

乙は、キャリア会員として、運営協議会が定めたルールを遵守する旨誓約をするものとする。

2、前項に掲げる運用ルールについては別途定める。

#### 第4条 (契約期間)

本契約の有効期間は、契約後1年間とする。契約の更新に関しては第8条に定める事項に抵触しない限り自動更新とする。

#### 第5条 (報告義務)

甲は、受講者との間の本件業務につき、そのマッチングの成立の有無を遅滞なく乙に報告するものとする。

2、前項の方法については別途定める。

#### 第6条 (守秘義務・個人情報) 保護義務

甲および乙は、本契約書に定める業務に関わって知り得た情報を他にしらせ、また不当に使用してはならない。

2、甲および乙は、本事業を実施するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守する。

## 第7条（是正勧告）

前条の報告、申込者からの通報等から、乙の役務提供の遅滞、内容、程度等への疑義が生じた場合には、甲は、乙に対し、本件業務遂行に関し必要な報告を求めることができ、乙は速やかに甲に対し報告するものとする。

2、前項の方法については別途定める。

## 第8条（登録抹消）

甲は、乙において次の事由が生じた場合、第3条の契約期間中であってもキャリア登録を抹消する。

- ① 第3条の登録要件を喪失した場合
- ② 第7条の是正勧告に従わなかった場合

## 第9条（損害賠償）

乙と受講者間で、乙の故意または過失により受講者に損害を与えた場合は、乙においてこれを解決するものとする。また、紹介後の当事者間の紛争について、甲はその損害の責を負わないものとする。

## 第10条（協議解決）

本契約に定めない事項、または本契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

本契約締結の証として本契約書2通を作成し、甲乙相互に署名または記名・捺印のうえ、各1通を保持するものとする。

令和 年 月 日

甲 西宮っ子還暦式運営協議会

事務局所在地 西宮市大畑町 4-29-D

会長 ④

乙 住所

氏名 ④

※（面談時にご署名ご捺印頂きます）